

# 令和1・2年度 須坂市建設工事等入札参加資格審査（中間審査）申請要領

令和2年1月6日  
須坂市 総務部 財政課

須坂市が発注する建設工事の請負及び建設コンサルタント等の業務委託について、令和1・2年度（資格有効期間：令和2年6月1日から令和3年5月31日まで）の入札参加資格審査（中間審査）を行いますので、入札参加資格の認定を希望する場合は下記により申請してください。

なお、今回の中間審査で対象となる事業者は次のとおりです。

- ① 新規に入札参加資格を取得したい事業者
  - ② 営業所等の追加を行いたい事業者
  - ③ 希望業種の追加を行いたい事業者
  - ④ 建設工事で経営事項審査の総合評定値の更新を行いたい事業者
- ※ ③・④の申請をする事業者においては、今回希望する業種のほかの業種についても再審査します。

また、令和1・2年度須坂市建設工事等入札参加資格審査（定期審査）において資格が付与されている事業者については、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間資格が有効となっているため、営業所等や希望業種の追加、総合評定値の更新の希望がない場合は申請する必要はありません。

## 記

### 1 入札参加資格の種類

#### (1) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）の定める29業種

※本入札参加資格審査における解体工事の取り扱いについて、平成29・30年度の入札参加資格審査における経過措置は、令和1・2年度の入札参加資格審査では適用いたしませんのでご注意ください。

#### (2) 建設コンサルタント等の業務

測量、建築関係建設コンサルタント（建築設計）、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタントの5種類の業務

### 2 申請書類受付期間

令和2年2月3日（月）から令和2年2月20日（木）まで

### 3 入札参加資格の有効期間

令和2年6月1日から令和3年5月31日まで

#### 4 入札参加資格審査の申請要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

##### (1) 建設工事

- ① 入札参加資格審査申請日現在において、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。

**※ 従たる営業所で競争入札に参加しようとする場合は、その営業所においても入札参加資格の認定を希望する建設工事の種類について建設業の許可を受けていること。**

- ② 資格審査基準日（**令和元年10月1日**）が属する営業年度の直前1年間の営業年度の終了する日を基準とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の申請をしていること。

なお、資格審査基準日以降、入札参加資格審査申請日までの間に営業譲渡、合併、会社分割、及び会社更生法又は民事再生法の適用により当該事由による経営事項審査を申請している場合は、当該経営事項審査の申請をもってこれとみなす。

- ③ 入札参加資格の認定を希望する建設工事の種類について、経営事項審査の審査基準日の**直前2年間の各営業年度において完成工事高がある**こと。

- ④ 市税（須坂市に納税義務がある者に限る。）、消費税、地方消費税等について滞納がないこと。

- ⑤ 須坂市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

**⑥ 入札参加資格審査申請日現在において、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していること（加入義務がない者は除く）。**

##### (2) 建設コンサルタント等の業務

- ① 建設コンサルタント等の業務に係る営業年数が、資格審査基準日（**令和元年10月1日**）の前日まで引き続き1年以上経過していること。

- ② 入札参加資格の認定を希望する建設コンサルタント等の業務について、資格審査基準日が属する営業年度の直前1年間の営業年度において業務実績があること。

- ③ 次に掲げる業務の区分に従い、当該区分に定める要件を満たしていること。ただし、資格審査基準日以降に登録を抹消している場合は申請できない。

ア 測量にあつては、資格審査基準日において測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていること。

イ 建築関係建設コンサルタントにあつては、資格審査基準日において建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。

- ④ 市税（須坂市に納税義務がある者に限る。）、消費税、地方消費税等について滞納がないこと。

- ⑤ 須坂市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

**⑥ 入札参加資格審査申請日現在において、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していること（加入義務がない者は除く）。**

## 5 経常建設共同企業体結成等における留意事項

- (1) 構成員全員が単体で入札参加資格審査申請をしていないこと。ただし、経常建設企業体で入札参加資格の認定を希望する建設工事の種類以外については単体での申請も可とする。
- (2) 構成員は、同一の建設工事の種類において他の経常建設共同企業体の構成員となることはできない。
- (3) 構成員数は2社又は3社とする。
- (4) 構成員の組み合わせは、原則、同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。

## 6 提出書類

- (1) 提出書類は別紙のとおり。

**※ 前回の定期審査（中間審査）と提出書類が変更となっているので、必ず確認してから書類をそろえ提出すること。**

- ① 建設工事提出書類一覧（別紙1）
  - ② 建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項の申告内容を証明する添付書類一覧（別紙2）
  - ③ 建設工事（共同企業体）提出書類一覧（別紙3）
  - ④ 建設コンサルタント等の業務提出書類一覧（別紙4）
  - ⑤ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できる書類一覧（別紙5）
- (2) 提出書類の様式は、財政課窓口及び須坂市ホームページにて配布する。
  - (3) **提出書類の様式は、須坂市が指定したものとする。**

## 7 提出方法

- (1) 持参又は郵送等による提出とする。**（郵送の場合は令和2年2月20日必着）**。
- (2) すべてをA4版1冊にまとめ、**紙紐（こより等）又はホチキス綴じ**とする。（ファイル等は使用しない）
- (3) 受け付けた旨の確認が必要な場合は、申請書の写しを持参する。なお、郵送の場合は返信用はがき、もしくは封筒（84円切手貼付のもの）と申請書の写しを同封する。
- (4) 提出部数は1部とする。

## 8 提出先（問い合わせ先）

須坂市役所 総務部 財政課 管財契約係（本庁舎2階）

住 所 〒382 - 8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地の 1

電 話 026 - 245 - 1400（内線 3152、3154）

026 - 248 - 9016（課専用）

F A X 026 - 246 - 0750

E-mail [s-zaisei@city.suzaka.nagano.jp](mailto:s-zaisei@city.suzaka.nagano.jp)

## 9 建設工事の資格認定（等級格付）について

- (1) 建設工事については、建設工事の種類ごとに資格総合評点を算出し格付けを行う。
- (2) 資格総合評点の算出方法は、次のとおりとする。なお、主観点数の加点対象者は、須坂市内に本店を有する建設業者とし、主観点数の合計点数は、**経営事項審査の総合評定値の25%を上限**として加点する。

$$\text{資格総合評点} = \text{客観点数} + \text{主観点数}$$

(経営事項審査の総合評定値) (須坂市内本店業者のみ)

- (3) 前回の定期審査（中間審査）からの主観的事項の主な変更点

- ① 「労働環境」において、「審査基準日において労働安全衛生マネジメント(OHSAS18000)又は労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)を認証している場合」を「**審査基準日において労働安全衛生マネジメント(OHSAS18000 シリーズ又はISO45001)又は労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)を認証している場合**」に、変更することとした。
- ② 「労働環境」において、「資格審査基準日（又は申請日）において「個人住民税特別徴収」を実施している場合」を削除することとした。

## 10 建設コンサルタント等の業務の資格認定について

土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタントについては、各登録規程第5条による登録を受けていなくても業務実績等の要件を満たしていれば資格認定する（部門ごとの資格認定は行わず、部門登録の有無のみを確認する）。

## 11 審査結果について

入札参加資格を認定した場合は、「建設工事等入札参加資格者名簿」への掲載をもって審査結果通知とする（資格者名簿は令和2年6月1日公表予定）。入札参加資格を認定しなかった場合のみ、該当業者へ審査結果を通知する。

## 12 その他

- (1) 書類提出後、申請内容の訂正を行う場合は、須坂市役所財政課に連絡の上、すみやかに訂正事項が確認できる書類（訂正箇所を朱書きした申請書類の写し等）を持参又は郵送する。
- (2) 入札参加資格の認定後、申請内容の変更があった場合は「入札参加資格審査申請書記載事項等変更届」を提出する。